

札幌市児童福祉施設条例及び札幌市区保育・子育て支援センター
条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉施設条例及び札幌市区保育・子育て支援センター
条例の一部を改正する条例

（札幌市児童福祉施設条例の一部改正）

第1条 札幌市児童福祉施設条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のよう
に改正する。

別表1中

「

札幌市北区保育・子 育て支援センター	札幌市北区北25条西3丁目	120人
-----------------------	---------------	------

」

を

「

札幌市中央区保育・ 子育て支援センター	札幌市中央区南7条西13丁 目	120人
札幌市北区保育・子 育て支援センター	札幌市北区北25条西3丁目	120人

」

に、

「

札幌市手稲区保育・ 子育て支援センター	札幌市手稲区手稲本町3条2 丁目	120人
------------------------	---------------------	------

札幌市あけぼの保育園	札幌市中央区南11条西10丁目	90人
------------	-----------------	-----

を

「

札幌市手稲区保育・子育て支援センター	札幌市手稲区手稲本町3条2丁目	120人
--------------------	-----------------	------

に、

「

札幌市美園保育園	札幌市豊平区美園5条7丁目	120人
札幌市豊園保育園	札幌市豊平区美園5条1丁目	90人

を

「

札幌市美園保育園	札幌市豊平区美園5条7丁目	120人
----------	---------------	------

に改める。

(札幌市区保育・子育て支援センター条例の一部改正)

第2条 札幌市区保育・子育て支援センター条例（平成26年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条の表札幌市北区保育・子育て支援センターの項の前に次のように加える。

札幌市中央区保育・子育て支援センター	中央区
--------------------	-----

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 札幌市子育て支援総合センター条例（平成15年条例第42号）は、廃止する。

(理 由)

中央区に区保育・子育て支援センターを設置するとともに、あけぼの保育園及び豊園保育園を廃止し、並びに札幌市子育て支援総合センターを廃止するため、本案を提出する。